

閱覽用

平成29年 第11回

神崎市農業委員会総会議事録

平成29年11月2日

神崎市農業委員会

平成29年第11回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年11月2日(木) 午後1時15分 開会
2. 開催場所 神崎市役所3-3会議室
3. 出欠者の状況

出席委員 12名

欠席委員 1名

傍聴者 なし

番号	役職	氏名	出欠
1	会長	森 義博	出
2	副会長	筒井 信秀	出
3	副会長	服巻 玉美	出
4	委員	香月 涼子	出
5	委員	馬渡 次秋	出
6	委員	原 隆行	出
7	委員	大田 一秀	出
8	委員	福田 省二	出
9	委員	角田 良正	出
10	委員	鶴 博行	出
11	委員	福田 肇	出
12	委員	黒田 和吉	出
13	委員	本間 昭久	欠

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

2番 筒井 委員 11番 福田 委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 江口 重信 係長 山口 秀利

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について	5件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について	4件

議案第4号	非農地証明について	2件
議案第5号	あっせん委員の指名について	2件
議案第6号	農地の買受適格証明願（耕作目的）について	1件
議案第7号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	46件
議案第8号	農振除外申請に伴う事前審査について	2件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	29件
報告第2号	農用地利用配分計画について	1件

追加日程第1

追加議案第1号	農地法第5条第4項の規定による協議に係る農業委員会の意見について	1件
---------	----------------------------------	----

5. 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長	江口 重信
農政農地係長	山口 秀利
農政農地係主査	市丸 麻記

【農政水産課職員】

農政水産課副課長	音成 栄志
農政企画係主事	桑原健太郎

6. 会議の概要

事務局長

お疲れ様です。本日は、農繁期のお忙しい中、総会という事でご案内しましたところ、お集まりいただきありがとうございます。着席して議事を進めさせていただきます。

開会前に、委員の皆様にご了承いただきたい件がございます。神崎市農業委員会 会議規則第3条第1項の規定に基づき、議案等含めて既に通知をしておりましたが、お手元に配布しております、追加議案第1号「農地法第5条第4項の規定による協議に係る農業委員会の意見について」意見書の提出が求められましたので、神崎市農業委員会 会議規則第3条第2項の規定に基づき、緊急やむを得ない場合として、追加議案として提出させていただきました。よろしくお願いいいたします。

それでは、平成29年第11回神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長の挨拶をお願いいいたします。

会 長

皆さんこんにちは、天気の方もやっと締めまして秋らしくなりましたが、まだ稲刈りが済んでいない方もおられると思います。そういう中に出席いただきましてありがとうございます。それでは、只今から、平成29年第11回神崎市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長

ありがとうございました。本日の出席委員は12名でございます。13番 本間 委員より欠席届が提出されます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。森 会長、宜しくお願いいたします。

(会長これより議長となる。)

議 長

それでは、お手元の総会次第に沿って議事を進めさせていただきます。

日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は2番 筒井 委員と11番 福田 委員の2名を指名いたします。宜しくお願いいたします。

議 長

日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を事務局の江口局長、山口係長を指名します。

議 長

日程第3 付議事件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	5件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第4号	非農地証明について	2件
議案第5号	あっせん委員の指名について	2件
議案第6号	農地の買受適格証明願（耕作目的）について	1件
議案第7号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	46件
議案第8号	農振除外申請に伴う事前審査について	2件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	29件
報告第2号	農用地利用配分計画について	1件

追加日程第 1

追加議案第 1 号 農地法第 5 条第 4 項の規定による協議に係る農業委員会
の意見について 1 件

以上、8 議案 6 3 件、報告第 1 号、第 2 号の 3 0 件及び追加議案第 1 号の 1 件でございます。ご審議、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長

只今から議事に入りますが、質問のある方は挙手をされ、指名を受けてから、最初に議席番号と氏名を言って、マイクを通して発言されるようお願いいたします。

(農地法第 5 条関係)

(受付番号 1 番 申請者入室)

議 長

それでは、議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号 1 番について審議いたします。事務局から説明させます。

事務局

【議案第 1 号、受付番号 1 番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明します。

受付番号 1 番、申請地の所在は神埼町〇〇字〇〇 〇〇番の畑 6 1 m²、転用の目的は宅地進入路など、転用の理由及び譲り渡し人、譲り受け人、施設の用途や事業費などは記載のとおりで、着工は平成 3 0 年 2 月 1 日、完了は平成 3 0 年 2 月 2 8 日の予定です。権利の内容は所有権の移転で、農振除外決定済み。農地区分は「公共投資の対象ではない小集団の生産性の低い」第 2 種農地と判断され、許可基準は用地選定を行った上で「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」となります。位置図などを 1 0 ページと 1 1 ページに添付しています。申請書類として土地利用計画図や資金関係書類、佐賀東部及び神崎市土地改良区との協議、埋蔵文化財の届出などがあり、周辺農地などの営農条件への支障の有無については申請地の排水処理が適切に計画されていて、地区の同意書もあり問題はないと思われまます。説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第 1 号、受付番号 1 番について、地区担当委員の 1 0 番 鶴 委員のご意見をお伺いいたします。

10番 鶴 委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

10番の鶴です。第1号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も、地区担当の推進委員とともに現地の状況や転用の内容などを申請関係者などに確認しましたが、この申請は、住居に隣接した農地であり、周囲の営農活動に支障を及ぼすことは無いと思われまますので、特に問題は無いと考えられます。みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

只今、地区担当委員の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号1番 申請者退室)

議 長

これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(受付番号2番 申請者入室)

議 長

次に、受付番号2番について審議いたします。

事務局から説明させます。

事務局

【議案第1号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番、申請地の所在は神埼町〇〇字〇〇 〇〇番の他 合計田4筆の3,455㎡、転用の目的は建売分譲住宅、転用の理由及び譲り渡し人、譲り受け人、施設の用途や事業費などは記載のとおりで、着工は平成29年12月10日、完了は平成32年12月31日の予定です。権利の内容は所有権の移転で、農振除外決定済み。農地区分は「宅地化の状況が住宅や事業用に供する施設や公益的施設などが連たんしている区域に近接する10ha未満の農地の区域内にある」第2種農地と判断され、許可基準は用地選定を行った上で「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」となります。位置図などを12ページと13ページに添付しています。

申請書類として土地利用計画図や資金関係書類、佐賀東部及び神崎市土地改良区との協議、埋蔵文化財の届出、開発行為許可申請などがあり、周辺農地などの営農条件への支障の有無については申請地の排水処理が適切に計画されていて、地区の同意書もあり問題はないと思われまます。説明は以上です。

議長

只今、事務局の説明が終わりました。

(1番 森 委員)

【地区担当委員として意見並びに現地確認の結果報告】

議案第1号、受付番号2番の土地の所在は、神埼町〇〇でございますので、私1番の 森 が意見を述べさせていただきます。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も、地区担当の増田推進委員とともに現地の状況や転用の内容などを申請関係者などに確認しましたが、この申請は、住宅地に囲まれた場所です。従いまして、周辺の営農活動や生活環境に支障を及ぼすことが無いように十分に考慮した計画になっておりますので、特に問題は無いと考えられます。みなさまのご審議をよろしくお願ひします。

議長

只今、地区担当委員としての意見を述べさせていただきました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号2番 申請者退室)

議 長

これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

ここで、事務局より議案書の修正がありますので説明します。

事務局

議案書の3ページをご覧ください。議案第1号 受付番号5番の申請について、申請人の欄に(貸し付け人)(借り受け人)としていますが(譲り渡し人)(譲り受け人)に訂正をお願いします。お手数をおかけして申し訳ありませんでした。

(受付番号3番 申請者入室)

議 長

次に、議案書の2ページをご覧ください。

受付番号3番について審議いたします。事務局から説明させます。

事務局

【議案第1号、受付番号3番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号3番、申請地の所在は千代田町〇〇字〇〇 〇〇番の田506㎡、転用の目的は分家住宅、転用の理由及び貸し付け人、借り受け人、施設の用途や事業費などは記載のとおりで、着工は平成29年12月10日、完了は平成30年4月

30日の予定です。権利の内容は使用貸借による権利の設定で、農振除外決定済み。農地区分は「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある」第1種農地と判断され、

許可基準は「住宅 その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」が該当します。位置図などを14ページと15ページに添付しています。

申請書類として土地利用計画図や資金関係書類、佐賀東部及び神崎市土地改良区との協議、埋蔵文化財の届出などがあり、周辺農地などの営農条件への支障の有無については申請地の排水処理が適切に計画されていて、地区の同意書もあり問題はないと思われます。説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号、受付番号3番について、地区担当委員の2番 筒井 委員のご意見をお伺いいたします。

2番 筒井 委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

2番の筒井でございます。第1号議案の受付番号3番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

現地の状況や転用の内容などを申請関係者などに確認しましたが、この申請は、周辺農地の営農活動に支障を及ぼすことが無いように十分考慮して計画されたと思われますので、特に問題は無いと考えられます。みなさまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。

只今、地区担当委員の説明が終わりました。これより質疑に入ります。受付番号3番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦勞さまでした。

(受付番号3番 申請者退室)

議 長

これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(受付番号4番 申請者入室)

議 長

次に、受付番号4番について審議いたします。事務局から説明させます。

事務局

【議案第1号、受付番号4番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号4番、申請地の所在は千代田町〇〇字〇〇 〇〇番の田と宅地1筆、公衆用道路1筆、合計3筆の1,646.60㎡、転用の目的は貸家の建築、転用の理由及び譲り渡し人、譲り受け人、施設の用途や事業費などは記載のとおりで、着工は平成29年12月10日、完了は平成30年9月30日の予定です。権利の内容は所有権の移転で、農振除外決定済み。農地区分は「宅地化の状況が住宅や事業用に供する施設や公益的施設などが連たんしている区域に近接する10ha未滿の農地の区域内にある」第2種農地と判断され、許可基準は用地選定を行った上で「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」となります。位置図などを16ページと17ページに添付しています。

申請書類として土地利用計画図や資金関係書類、佐賀東部及び神崎市土地改良区との協議、埋蔵文化財の届出、占用許可申請などがあり、周辺農地などの営農条件への支障の有無については申請地の排水処理が適切に計画されていて、地区の同意書もあり問題はないと思われます。説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号、受付番号4番について、地区担当委員の12番 黒田 委員のご意見をお伺いいたします。

12番 黒田 委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

12番の黒田です。第1号議案の受付番号4番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も地区担当の大島推進委員とともに現地の状況や転用の内容などを申請関係者に確認しましたが、この申請は、周辺農地の営農活動に支障を及ぼすことが無いと思いますので、特に問題は無いと考えます。位置図、16ページの南の方に1個宅地がありまして、そこの方は、この申請については問題ないということでした。只、ここの住宅は7、8年空き家となっていて、その間、南の方が草刈等をされていたと聞いております。南の方は問題ないということでした。それと部落の区長さん、役員さんはその地区は空き家が多く、心配されておりましたが、皆さん大変「よかったなー」と歓迎されているようで、私もその事を聞いて安心したところです。みなさまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。只今、地区担当委員の説明が終わりました。これより質疑に入ります。受付番号4番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号4番 申請者退室)

議 長

これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(受付番号5番 申請者入室)

議 長

次に、議案書の3ページをご覧ください。受付番号5番について審議いたします。
事務局から説明させます。

事務局

【議案第1号、受付番号5番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号5番、申請地の所在は千代田町〇〇字〇〇 〇〇番の他 合計田5筆の
2,125㎡、転用の目的は工場の建設、転用の理由及び譲り渡し人、譲り受け人、施
設の用途や事業費などは記載のとおりで、着工は平成30年1月10日、完了は平成
30年3月31日の予定です。権利の内容は所有権の移転で、農振除外決定済み。農
地区分は「宅地化の状況が住宅や事業用に供する施設や公益的施設などが連たんして
いる区域に近接する10ha未満の農地の区域内にある」第2種農地と判断され、許可
基準は用地選定を行った上で「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し
得る」となります。位置図などを18ページから20ページに添付しています。

申請書類として土地利用計画図や資金関係書類、佐賀東部及び神崎市土地改良区と
の協議、埋蔵文化財の届出、占用許可や工作物設置許可申請などがあり、周辺農地な
どの営農条件への支障の有無については申請地の排水処理が適切に計画されていて、
地区の同意書もあり問題はないと思われます。説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号、受付番号5番について、地区担当委員の2番 筒井 委員のご意見
をお伺いいたします。

2番 筒井 委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

2番の筒井です。第1号議案の受付番号5番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も地区担当の西岡推進委員とともに
現地の状況や転用の内容などを申請関係者などに確認しました。只、西の方に田があります
ので、湿気がこんようにお願いしますとのことでした。問題はそれだけです。みなさまのご審
議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。只今、地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号5番について、何かご質疑ございませんでしょ

うか。ありませんか。

はい、9番 角田 委員

(質疑・応答)

9番 角田 委員

9番の角田です。お伺いします。西の方に水田があって、西の方に工場を建てる計画されているようですが、境界のブロックの高さはどのようになっていますか。

申請者

高さは60cmです。

9番 角田 委員

境界からずれてですか、境界ぎりぎりですか。水田を作っている場合、乾かない状態が続くので、なるべく排水し、乾くようにしてもらったと思います。

議 長

申請者の方よろしいでしょうか。

申請者

はい。

議 長

他にありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

なければ質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号5番 申請者退室)

議 長

これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(農地法第4条 受付番号1番)

議 長

次に、議案書の4ページをお開きください。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

受付番号1番について、事務局から説明させます。

事務局

【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

受付番号1番、申請地の所在は神埼町〇〇字〇〇 〇〇番の他 田7筆と雑種地1筆の合計973.36㎡、転用の目的は造園業用の資材置場、転用の理由及び申請人、施設の用途などは記載のとおりで、着工は平成29年12月1日、完了は平成30年1月31日の予定です。申請地は、農振除外決定済みで、農地区分は「宅地化の状況が住宅や事業用に供する施設や公益的施設などが連たんしている区域に近接する10ha未滿の農地の区域内にある」第2種農地と判断され、許可基準は用地選定を行った上で「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」となります。位置図などを21ページと22ページに添付しています。

申請書類として土地利用計画図や資金関係書類、佐賀東部及び神崎市土地改良区との協議、埋蔵文化財の届出などがあり、周辺農地などの営農条件の支障の有無については申請地の排水処理が適切に計画されていて、地区の同意書もあり問題はないと思われます。説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。議案第2号、受付番号1番について、地区担当委員の10番 鶴 委員のご意見をお伺いします。

10番 鶴 委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

10番の鶴です。第2号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も、地区担当の推進委員とともに現地の状況や転用の内容などを申請関係者などに確認しましたが、この申請は、周辺農地の営農活動に支障を及ぼすことが無いように十分考慮して計画されたと思われますので、特に問題は無いと考えられます。みなさまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。只今、地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号1番 申請者退室)

議 長

これより採決に入ります。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(農地法第3条関係)

議 長

次に、議案書の5ページをお開きください。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番から6ページの受付番号4番までを一括して審議いたします。事務局から説明させます。

事務局

【議案第3号、議案書を基に朗読後、説明】

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

議案書5ページから6ページに記載しています受付番号1番から4番までは、移転する権利は所有権で、申請理由等は記載のとおりです。各申請地の位置図を23ページから26ページに添付しています。申請者は、農地の全てを効率的に耕作し、農作

業従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可基準を満たしていると思われます。なお、受付番号1番の譲受人に貸付地がありますが、農事組合法人の構成員である譲受人が当該法人へ貸付を行っているものであるため、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件に抵触しないものと思われます。以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

はい、9番 角田 委員

(質疑・応答)

9番 角田 委員

9番の角田です。受付番号2番と3番に総額〇〇万円と書いてありますが、どういうことでしょうか。

議 長

事務局、説明を。

事務局

総額〇〇万円の誤りです。すいません、訂正をお願いします。総額〇〇万円です。

議 長

事務局どうぞ。

事務局

只今の質問ですが、2番が総額〇〇万円で、3番はそのまま〇〇万円でございます。以上です。

議 長

他にありませんか。

ないようですので、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番から受付番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決定いたします。

(議案第4号 非農地証明関係)

議 長

次に、議案書の7ページをお開きください。

議案第4号 非農地証明についてを議題といたします。

受付番号1番について審議いたします。事務局から説明させます。

事務局

【議案第4号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第4号 非農地証明について説明します。

非農地証明については、「神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準」の規定に基づき、申請された事案の現地調査と事実確認などを行った上で総会にて審議します。

受付番号1番 申請地の所在は、神埼町〇〇字〇〇 〇〇番の田207㎡で、非農地の内容や申請人などは記載のとおりです。農振除外は決定済みで、農地区分は「公共投資の対象ではない小集団の生産性の低い」第2種農地と判断されます。申請地の位置図と現況写真を27ページと28ページに添付しています。

証明基準については摘要欄に記載のとおりで、概ね20年以上にわたり周囲農地への影響がなく、地域の了解のもと事業用地で活用されているなど、神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準の規定に適合して非農地証明に該当すると思われれます。説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第4号、受付番号1番の申請は、神埼町〇〇ですので、地区担当委員の7番の大田委員に現地確認等について説明をお願いします。

7番 大田 委員

【地区担当委員として意見並びに現地確認の結果報告】

7番の大田です。第4号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。申請地は、長年にわたり事業地の一部として活用されていて、あらためて地域の同意、了解などもありますので、特に問題は無いと考えられます。みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

只今、地区担当委員から説明がありました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。

議案第4号 非農地証明、受付番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(議案第4号 非農地証明関係)

議 長

次に、受付番号2番について審議いたします。

事務局から説明させます。

事務局

【議案第4号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番 申請地の所在は、千代田町〇〇字〇〇 〇〇番の他 田と畑の合計2筆95.12㎡で、非農地の内容や申請人などは記載のとおりです。

農振除外は決定済みで、農地区分は「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある」第1種農地と判断されます。申請地の位置図と現況写真を29ページと30ページに添付しています。証明基準については摘要欄に記載のとおりで、概ね20年以上にわたり周囲農地への影響がなく、地域の了解のもと宅地として活用されているなど、神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準の規定に適合して非農地証明に該当すると思われれます。説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第4号、受付番号2番の申請は、千代田町〇〇ですので、地区担当委員の2番の筒井委員に現地確認等について説明をお願いします。

2番 筒井 委員

【地区担当委員として意見並びに現地確認の結果報告】

2番の筒井です。

第4号議案の受付番号2番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。申請者には会っておりませんが、地区の区長と話した事ですが、申請地は東の方のそこだけでしょうか、それとも南側もそこから道路べたもあつたところちやい聞きたかつたばってん、これには東側の1、2、3番までですが、特に問題は無いと思いますけど、隣の田んぼも小柳さんの土地になっていますので、みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

只今、地区担当委員から説明がありました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

はい、事務局

事務局

事務局より先ほどの筒井副会長の質問についてお答えします。今回非農地証明の届出されているのは東側の2筆ですが、南側の1筆は地区除外がなされておりましたので、その協議が必要だということで指導をしております。現状は宅地の一部として庭になっているのは明確でありました。境界にはピンが打たれておりましたので、今後、所有者様の努力のもと、出てくるものだと思っております。

2番 筒井 委員

その畑、今は庭になっていますが、調べたらお母さんの名義〇〇さんの土地になつとったもんね、今後指導をお願いします。

議 長

他にありませんか、ないようですので質疑を終了します。

これより採決に入ります。議案第4号 非農地証明、受付番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(議案第5号あっせん委員の指名)

議 長

次に、議案書の8ページをお開きください。

議案第5号、あっせん委員の指名についてを議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明させます。

事務局

【議案第5号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第5号 あっせん委員の指名について農用地等売渡希望申出書の提出があったため、あっせん委員の指名をおこなうものです。

受付番号1番は、神埼町〇〇、田5,791㎡で、申出理由は「体調を崩したため、経営規模を縮小したい」ということです。申出者、売り渡し希望価格等は記載のとおりです。位置図は、31ページに添付しています。以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。あっせん売渡しの申し出に係る、あっせん委員を指名したいと思います。受付番号1番の土地の所在は、神埼町〇〇でございますので、6番の 原 委員を指名したいと思います。

議 長

ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしということですので、6番の 原 委員、宜しく願いいたします。

議 長

次に、受付番号2番、あっせん委員の指名について、事務局から説明させます。

事務局

【議案第5号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番は、神埼町〇〇、田637㎡で、申出理由は、「隣接地が売却されることになり、道路に面していない当該農地だけでは耕作ができないため」ということです。

位置図は、32ページに添付しています。申出者、売り渡し希望価格等は記載のとおりです。以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

あっせん売渡しの申し出に係る、あっせん委員を指名したいと思います。

受付番号2番の土地の所在は、神埼町〇〇でございますので、6番 原 委員を指名したいと思います。

議 長

ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしということですので、6番 原 委員、宜しく願いいたします。

(議案第6号 農地の買受適格証明願)

議 長

次に、議案書の9ページをお開きください。議案第6号、農地の買受適格証明願についてを議題といたします。なお、落札後、本申請は、農地法第3条許可申請があった場合、当該証明書の交付時と事業内容に変更がない場合は、次回の総会に諮らないうで許可してよいか、併せてご審議をお願いいたします。受付番号1番について、事務局から説明いたします。

事務局

【議案第6号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第6号 買受適格証明願（耕作目的）について本件は、佐賀地方裁判所が競売に付した物件に関して、買受適格証明願の申請があったものです。農地の競売や公売によって農地を取得しようとする場合、入札に参加できる者は農業委員会または県知事の交付する買受適格証明書を有する者とされています。今回の案件は、農地を耕作目的で買受けるため農地法第3条の規定による許可基準に沿ってご審議いただくものです。なお、事務処理の迅速化を図るため、この買受適格証明書の交付を受けた者が裁判所の最高価買受人等の決定を受けた場合、後日、農地法の許可申請が提出され、その内容が当該適格証明書の交付時と事情が異なっていないと農業委員会会長が認め

たときは許可する旨の付帯決議も併せてお願いします。それでは、申請内容についてご説明します。

受付番号1番、農地の所在、申請者等は記載のとおりで、集落内の農地を取得し、経営規模の拡大を図るために取得したい、ということです。位置図を33ページから36ページに添付しています。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

受付番号1番について、何かご質疑ございませんか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。

議案第6号、農地の買受適格証明願、受付番号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって受付番号1番について、農地の買受適格証明書を発行することに決定をいたします。

(農政水産課入室)

(議案第7号関係)

議 長

別冊の議案第7号をご覧ください。

それでは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)についてを議題といたします。

議 長

提案者である農政水産課から1ページの総括表について説明を求めます。

農政水産課

【議案第7号、議案書の総括表を基に朗読後、説明】

農政水産課の桑原と申します、よろしくお願ひいたします。

着席して説明させていただきます。

それでは、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。ではまず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。

利用権設定関係総括表		利用権設定関係	
神埼町	新規10件	再設定 7件	計 17件
内訳は田	62筆	113, 510㎡	
千代田町	新規17件	再設定12件	計 29件
内訳は田	78筆	184, 009㎡	
神崎市	合計	46件	

内訳は田140筆 297, 519㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。総括表による説明は以上です。

議 長

只今、総括表の説明が終わりました。

農用地利用集積計画について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による、議事参与の制限を受ける案件について先に審議いたします。

議 長

それでは、12番 黒田 委員が議事参与の制限を受けますので、退室を求めます。

(12番 黒田委員退室)

議 長

6ページの農用地利用集積計画、千代田町、再設定、受付番号3番の議事参与に関する案件について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第7号、議事参与の案件、議案書の集計表を基に朗読後、説明】
議案書の6ページの千代田町、再設定3番の申し出について説明します。

左から土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所、氏名、現在の経営面積、利用権設定をする者の住所、氏名、設定の利用目的、設定期間となっております。設定する内容は、田1筆543㎡となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第7号、農用地利用集積計画、千代田町、再設定、受付番号3番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

それでは、12番 黒田 委員の入室を許可します。

(12番 黒田 委員入室)

議 長

次に2ページの農用地利用集積計画、神埼町、新規分受付番号1番から受付番号10番について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第7号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの神埼町、新規1番から10番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田50筆85, 931㎡となっております。なお、4番の地番表記につきましては、公衆用道路との分耕処理を行っているため、表記にアスタリスク記号を用いております。説明は以上です。

議 長

集計表の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第7号、農用地利用集積計画、神埼町、新規分の受付番号1番から受付番号10番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、3ページの農用地利用集積計画、神埼町、再設定分の受付番号1番から受付番号7番について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第7号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の3ページの神埼町、再設定1番から7番までの申し出について説明します。設定する内容は、田12筆27, 579㎡となっております。その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第7号、農用地利用集積計画、神埼町、再設定分の受付番号1番から受付番号7番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、4ページから5ページの農用地利用集積計画、千代田町、新規分の受付番号1番から受付番号17番について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第7号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の4ページの千代田町、新規1番から5ページの17番までの申し出について説明します。設定する内容は、田47筆104, 152㎡となっております。なお、13番の地番表記につきましては、公衆用道路との分耕処理を行っているため、表記にアスタリスク記号を用いております。説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第7号、農用地利用集積計画、千代田町、新規分の受付番号1番から受付番号17番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、6ページから7ページの農用地利用集積計画、千代田町、再設定分の受付番号3番を除く、受付番号1番から受付番号12番について審議いたします。

農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第7号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の6ページの千代田町、再設定1番から14ページの12番までの申し出について説明します。設定する内容は、最初の議事参与の制限分を除きまして、田30筆79, 314㎡となっております。その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第7号、農用地利用集積計画、千代田町、再設定分の受付番号3番を除く、受付番号1番から12番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(農振除外申請関係)

議 長

次に、別冊の議案第8号、農振除外申請に伴う事前審査についてを議題といたします。

議 長

それでは、議案第8号、農振除外申請に伴う事前審査、受付番号1番、受付番号2番について、農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第8号、議案書を基に朗読後、説明】

改めまして、こんにちは。農政水産課の音成と申します。座って説明させていただきます。議案第8号 農業振興地域の整備に関する法律施行令第3条の2第1項の規定によりまして、神崎市農振除外申請に伴う事前審査について説明させていただきます。1ページの農振除外申請に伴う事前審査総括表をお開きください。神埼町1件、脊振町1件の2件の申請となっております。

説明につきましては、総括表の項目順に番号、地区名、変更理由、地目、面積の順に説明をさせていただきます。まず1番目ですが、神埼町〇〇地区の駐車場整備としまして、田1筆で面積3,185㎡となっております。2番につきましては、脊振町〇〇地区の〇〇、新設といたしまして、田1筆で面積10.75㎡となっております。詳細については、添付資料のご確認をお願いします。農振除外申請による説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

はい、2番筒井委員

(質疑・応答)

2番 筒井 委員

2番の筒井です。この北の方は、この前の時、農協から申請された土地ですね。今回申請された土地は地番、地主さんは一緒ですか。

議 長

農政水産課、説明をお願いします。

農政水産課

今の質問ですが、先月ご説明させていただきました、〇〇の事務所の案件と一緒にです。筆的には同じ1筆で、所有者も同じでございます。

2番 筒井 委員

申請地の西側の現在の駐車場は、まだ市のとでしょう。もし農協の工事のあつときは使われんけん、そいで、できるとですか、代替え地の書類はでとととですか。

議 長

はい、どうぞ。

農政水産課

資料で申し上げますと4ページを今、私は見ておりますが、申請地の矢印をさせてもらっているところが今回の申請地です。この部分の左側に縦長のところがあるかと思いますが、市の雑種地として活用しておりますけど、今回の駐車場整備と先月の〇〇の事務所の計画に基づきまして、交換とか調整が行われているところです。

2番 筒井 委員

まだ交換の手続きはしてなかいですね、現在は2つしかきとらんもんね。農協とこんど市の駐車場なるとと。

議 長

はい、農政水産課どうぞ。

農政水産課

今のご質問ですが、手続きの状況かと思いますが、今のところ私どもの方には細かな部分としては、お聞かせいただいているのが現状です。

議 長

よろしいですか。

2番 筒井 委員

はい、わかりました。

議 長

他にありませんか。他に質疑もありませんので、議案第8号の農振除外申請に伴う事前審査の受付番号1番、受付番号2番については、「やむを得ない」という意見を付けて回答することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしということでございますので、「やむを得ない」旨の意見書を添えて回答することといたします。

議 長

以上で議案第8号、農振除外申請に伴う事前審査についての審議を終わります。農政水産課の皆さん、お疲れ様でした。

(農政水産課退室)

(農地法第18条第6項関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についてを議題とします。受付番号1番から受付番号29番について、事務局から報告させます。

事務局

【報告第1号、受付番号1番から29番の報告書を基に朗読後、説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について農地法第18条第1項ただし書き第1号から第6号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、通知の提出があったものについて報告します。

1ページから10ページに記載しています、受付番号1番から29番につきましては、経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約ですので、お目通しをお願いします。なお、受付番号11番から26番は、農事組合法人〇〇との利用権設定に伴う合意解約です。以上です。

議 長

只今、事務局より報告がありましたが、報告内容等について、ご質問はございませんでしょうか。

(ありませんの声)

議 長

ないようですので、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認については、只今、事務局からの報告のとおりです。

(農地利用配分計画関係)

議 長

次に、別冊の報告第2号をご覧ください。

報告第2号、農地利用配分計画についてを議題とします。

総括表及び集計表について、事務局から報告させます。

事務局

【報告第2号、農地利用配分計画について説明】

報告第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画の認可に関する報告（農地利用配分計画関係）について、農地利用集積計画により佐賀県農業公社が借り受けた農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく農地利用配分計画の認可の通知があったものについて報告します。1ページの農地利用配分計画関係総括表をご覧ください。

利用権による権利の設定で、千代田町1件 田149筆 375,002㎡です。農地の出し手から公社へ利用権設定を行った農地を、農地利用配分計画により担い手へ貸付けを行うものです。詳細は2ページ以降に記載のとおりですので、お目通しをお願いします。以上です。

議 長

只今、事務局より報告がありましたが、報告内容等についてご質問はございませんでしょうか。

(ありませんの声)

議 長

ないようですので、報告第2号、農地利用配分計画については、只今、事務局からの報告のとおりです。

議 長

続きまして、追加議案を審議します。

追加議案第1号 農地法第5条第4項の規定による協議に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。事務局から説明させます。

事務局

【追加議案第1号、議案書を基に朗読後、説明】

今日お配りしました。追加議案第1号をご覧ください。

追加議案第1号 農地法第5条第4項の規定による協議に係る農業委員会の意見について説明します。これは、〇〇の移転改築計画地内に農地があることから、佐賀県教育庁教育総務課より佐賀県農林水産部農山漁村課を通じて「国又は県などが農地を農地以外のものにするため、これらの土地について権利を取得などしようとする場合においては県知事などとの協議が成立することを以て許可があったものとみなす。」という農地法第5条第4項の規定に基づく佐賀県知事との協議が進められていますが、この協議を成立させるには、農地法第4条第9項を準用する同法第5条第5項の規定に基づき「都道府県知事などは、前項の協議を成立させようとするときは、あらかじめ、農業委員会の意見を聴かなければならない。」とありますので、意見を求められたものです。議案書1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地の所在は神埼町〇〇字〇〇 〇〇番の畑139㎡、転用の目的や理由、譲り渡し人、譲り受け人、施設の用途などは記載のとおりで、着工は平成29年12月、完了は平成31年度中の予定です。権利の内容は所有権の移転で、農振除外決定済み。農地区分は「公共投資の対象ではない小集団の生産性の低い」第2種農地と判断され、許可基準は「農地法第5条第4項の規定に基づく」ものとなります。県より知事との協議の添付書類のうち位置図などが提供されましたので、別途2ページ、3ページとして提示します。ご確認いただき、ご意見をお願いします。

説明は以上です。

議長

只今、事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

追加議案第1号について、ご意見をお伺いいたします。

(質疑・応答)

議長

何か、ご意見ありませんか。

はい、事務局

事務局

補足でございますが、現在、〇〇移転計画地は〇〇の北側、そして県道に沿ったところが入口になる計画であります。その一区画にこの農地があり、これを外して計画

しますと変にでこぼこになるため、協議を進められておりましたが、最終的に意見を求められております。以上です。

議 長

他にご意見はありませんか。

ないようですので、質疑を終了します。

追加議案第1号 農地法第5条第4項の規定による協議に係る農業委員会の意見については、協議内容を添えて県へ回答することとします。

議 長

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第11回神崎市農業委員会総会を閉会いたします。

ご審議ありがとうございました。

14時40分 閉 会